

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会 ―第10回― 議事録

- 1 日 時 平成25年12月16日(月) 13時30分～15時30分
- 2 会 場 ときわ会館 5階 小ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員
 - ① 学識経験者
佐々木寧委員(会長)、堂本泰章委員(副会長)、磯田洋二委員、久保純子委員、小茂田美保委員、藤野毅委員
 - ② 行政関係者
河村賢二委員、渋谷恒委員、関成樹委員、富田典義委員
 - (2) 助言指導者
文化庁文化財部記念物課 本間暁文化財調査官
埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課 須田大樹主事
 - (3) 事務局
小倉文化財保護課長、青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長、渡辺主査、宮下主事
- 4 議事
「保存管理計画」事務局素案の検討
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人の数 2人
- 7 議事内容 下記のとおり

記

議事事項 「保存管理計画」事務局素案について

1 全体の構成について

小茂田委員

- ・ 火入れの目的の一つとして、遷移を止めるという文言も入れた方が良い。草は冬場に枯れるので影響はないが、地上の植物は根の越冬があり、それを火入れで焼くことによって、森林になる遷移を止め、草原を維持している。

事務局(青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長)

- ・ V-1「自生地での火入れとその評価」、3行目の内容に含まれているが、さらに記述した方が良いか。

小茂田委員

- ・ V-1-1「火入れによる越年植物に対する影響」にも記述した方が良い。

佐々木委員

- ・ 「草焼き」の表記については、今回の資料から「火入れ」として統一した。

本間調査官

- ・ サクラソウ自体に関する記述を入れた方が良い。VI章等に自家受粉、他家受粉、長花柱花、短花柱花の記述があるが、サクラソウに関する基本的な生態や特性についての項目を作り、園芸文化としてサクラソウ栽培が盛んということも含める。保存管理計画のいろいろな部分に書いてあったとしても、初めて読んだ方が分かりやすいように、項目を作ってまとめた方が良い。II章「自生地の概要」2「自然環境」の後に、サクラソウについての項目を作ってはどうか。
- ・ III-1「指定に至る経緯」について、史蹟名勝天然記念物保存法のもとでは、文化財という概念が確立されておらず、戦後、文化財保護法により、文化財という概念ができた。III-1、1行目「文化財保護制度のもとで保存」という記述は、「天然記念物保護制度のもとで保存」にした方が良い。
- ・ 田島ヶ原サクラソウ自生地は、史蹟名勝天然記念物保存法のもとで、第1回目に指定されたものであることも入れるべき。史蹟名勝天然記念物保存法の表記については、記念物ではなく記念物が正しいので、統一する。
- ・ 全体を通して、地形図の中に、指定地の位置や関係河川の名称が入っていないものがあるので記載し、地図を見れば分かるようにした方が良い。

佐々木委員

- ・ VI-2-3「観察路と囲柵」の現状と課題に、「植物の保護に見合った設備の検討が必要」とある。現在は、観察路内にロープを張って植物を保護し、通路を狭めてしまっている状況であり、保護の方法に疑問がある。多様な植物が生育できる場所を別に設けてはどうか。

磯田委員

- ・ 「植物の保護に見合った設備」は、設備でなく整備とした方が適切。現在、指定地ではオギ・ヨシ群落が広がっており、つる植物群落が狭められている状況で、植物の多様性が失われてきている。また、開墾後、遷移の途中で様々な植物が入ってきたが、現在、そのような植物が生育できる場所が観察路である。多様な植物が生育できる場所をどうするか、指定地に人為的な攪乱を起こすのか、今後慎重に検討すべき。

佐々木委員

- ・ 指定地そのものに大きく人為を加えることはできないので、一体的な保存管理の方法として考えても良いのではないか。陽光を好む植物が観察路に出てきており、それらの植物の生育場所として、バッファゾーンに別の場を作っても良いのではないか。
- ・ VI-2-3「観察路と囲柵」の記述に、「指定地の景観との調和に留意した特別天然記念物としてふさわしい景観演出」とあるが、具体的にどのような内容か。

磯田委員

- ・ 囲柵について、第1次指定地の正面部分では、杭が統一されているが、他部分の整備は不十分。特別天然記念物にふさわしい囲柵を整備し、統一性を図った方が良い。
- ・ VI-1「特別天然記念物としての価値」の記述は、さいたま市として初めての価値付け。田島ヶ原の価値は、植物群落だけでなく、多様な要素が加わっていることをさらに記述すべき。

佐々木委員

- ・ 指定時の文書では、多様な要素はそれほど多く挙げられていなかったのではないかと。前回に議論があったので、第VI-1図に反映させている。

磯田委員

- ・ 第VI-1図を分かりやすくするためには、1つの項目を2つに分けることも必要。
- ・ 追加すべき内容：荒川流域にある自生地としての土地的な条件。洪水によってできた土地、荒木田土の性質によって生じる特別な群落である。首都近郊にあり短時間で訪れることができ、交通の便も良い。オギ・ヨシ群落の刈取り等、人の生活との関わりによって成り立っている。これらをより分かりやすく伝えた方が良い。

事務局（小倉文化財保護課長）

- ・ 第VI-1図に追加すべき項目があれば具体的に教えてほしい。

磯田委員

- ・ 名勝地としての価値を図に入れた方が良い。
- ・ 第VI-1図で「サクラソウ群落及び湿性植物群落」が別枠になっており、他の要素と並列になっていないのはなぜか。

事務局（小倉文化財保護課長）

- ・ 「サクラソウ群落及び湿性植物群落」は、文化財指定の一番の大本なので、図でも他の要素の上であり、その下に具体的な要素を明記した形になっている。

磯田委員

- ・ 田島ケ原の価値を強調できるような、分かりやすい記述が必要。
- ・ VI-1の5行目に、「特別天然記念物としての価値はここにある」と記述があるが、5行目より後の内容が重要なので、「多様な要素の加わった総合的な価値」の記述がある最終行に持っていくべき。天然記念物としての価値は第1段落の内容で良いが、特別天然記念物としての価値は多様な要素にある。

事務局（小倉文化財保護課長）

- ・ VI-1の5行目は、基準としての価値がここにあるという理解で良いのではないかと。

本間調査官

- ・ 文化財保護法の位置付けが、第1段落の内容。その具体的な内容として、いくつかの項目があり、その総合として特別天然記念物の価値になるという流れにした方が分かりやすいのではないかと。
- ・ 列記すべき内容：サクラソウ栽培の原種。河川氾濫原に成立した原野植物。名勝地として人との関わりにより維持されている。首都近郊に位置する。県・市のシンボル。サクラソウの多様性が高い。これらが合わさって、特別天然記念物としての価値がある。VI章1の表現では、あっさりしている印象もある。

佐々木委員

- ・ 指定時の文書の後に生じた多様な要素が加わって、総合的な価値が認められるという流れで良い。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ VI-1「特別天然記念物としての価値」の記述について、ご意見を踏まえて検討する。

磯田委員

- ・ VI-2-2.3)9行目について、鴨川の氾濫により、指定地に浮遊物（ゴミ類）が堆積したことはない。また、「鴨川の氾濫水により、多くの侵入植物が発生している」という意味に取れるので、書き方を変えた方が良い。植物は囲繞堤からの水によって侵入した。

佐々木委員

- ・ VI-2-2.3)9行目について、「鴨川からの」という文言を取れば良いのではないかと。

磯田委員

- ・ ヘドロは鴨川から入ったので、「鴨川からの」を取ることはできない。

佐々木委員

- ・ 越水すれば、巻き上げられた水の中に含まれる濁り水としてヘドロは多少なりとも入ってくるものなので、荒川の越水に、ヘドロが含まれていないとは言い切れないのではないかと。

藤野委員

- ・ VI-2-1.1)「サクラソウ個体群の衰退」について、サクラソウ個体数は1990年代から2000年代にかなり増えて、その後急激に減っている。きちんと数字を出した方が、切実感が出る。委員会の内部資料ではなく、外の方に見てもらえる資料なので、市民の方が一瞬で分かる表現にすべき。

事務局（小倉文化財保護課長）

- ・ 第VI-2図では、1965年の個体数を100とした指数を示している。指数100は約100万株と考えることができる。

藤野委員

- ・ 第VI-3図「地下水位変動」について、1960年代に変動域で一番高い所を見ると、-2.5mである。サクラソウの増減調査は1960年代からなので、地下水位としては下がった状態の変動を見ている。「地下水位が下がって乾燥化が進行し影響が出ている」という内容の記述があるが、含水比のデータがないので乾燥化しているかは分からない。地下水位だけ見ても分からないことをまず定義し、サクラソウ増減との因果関係をはっきりさせるために、観測項目を加えるという流れでつなげた方が良い。1920年代は水位が高いが、サクラソウの株数データはない。地下水位だけでなく温暖化等、他の影響もある。

河村委員

- ・ VI-2-2.3)の記述に、「荒川第一調節池竣工後、指定地の冠水は3回記録されている」とあるが、VI-2-2.1)の記述では、「洪水による冠水はほとんど起きなくなった」とあり、違和感がある。概ね10年間に3回という冠水頻度が、「ほとんど起きなくなった」という表現で良いかどうか。調節池の竣工後、冠水頻度は従前より減ったということは事実だと思うが、「ほとんど」という表現に違和感がある。

磯田委員

- ・ VI-2-2.1)「かつて毎年のように冠水」という記述は、戦後あたりのことで、当時はほとんど毎年、数回の頻度で冠水していたと思うが、現在では、毎年のように起きなくなった。

そのような意味では、ほとんど起きなかったという表現で良いのではないか。

須田主事

- ・ II章、III章で、自生地の概要等が述べられているが、サクラソウ自生地の成立がどのようなものだったかについての記述も入れた方が良い。萱場として利用され、名勝地として親しまれてきたという記述を入れることによって、現在、火入れを行って管理していることや名勝地としても価値が認められているという、後の記述にもつながってくる。II-2-2「地形」に、萱場が出てくるが、文書等の資料で萱場としての利用や名勝地であることを裏付けることができれば、入れた方が良いのではないか。
- ・ 「田島ヶ原」の「ヶ」の表記を統一する。

渋谷委員

- ・ 「桜草公園」の表記を統一した方が良い。市の都市公園条例では「さくら草公園」だが、一般的には「桜草公園」が使われている。また、「さくら草まつり」が正しい表記。

本間調査官

- ・ 「湿性植物」の表記について、湿性ではなく湿生とするのが一般的。場所として使う場合は「湿性地」とする。
- ・ V章、VI章の「他家受粉」、「他家受粉」、「自家受粉」について、用語を整理して適切に使った方が良い。「自家」は「自花」を使う場合もある。VI-2-1.3)6行目「自家受粉」は、他家受粉と同じ意味で使われているように思う。

2 VII-1「保存管理の理念と方針」について

磯田委員

- ・ VII-1-2.2)に、「荒川堤外地のグリーンベルト」とあるが、「荒川沿岸のグリーンベルト」とした方が良いのではないか。

堂本委員

- ・ 最近では、エコロジカル・ネットワークという言い方をしている。荒川を軸に、ネットワークで結んでおり、堤外地だけではない。国土交通省、荒川上流河川事務所が提唱している。

河村委員

- ・ 川の中でもグランド占有等で自然豊かな所が寸断され、結び付ける必要があり、エコロジカル・ネットワークを提唱している。「堤外地」は、河川行政の立場からすると専門用語であるように思う。

本間調査官

- ・ VII-1-2.1)「指定当時の植生を維持する」とあるが、現在、植生はどの程度残されているのか。サクラソウが指定当時と同じような状況で成立する環境を維持するという意味だと思いが、「指定当時の植生を維持する」と言い切って良いのか。目標が厳密になるのではないか。

佐々木委員

- ・ VII-1-2.1)「植物種の保護、増殖」は、文化財保護法上、問題があるか。

本間調査官

- ・ 文化財保護法上の問題はない。

佐々木委員

- ・ 「指定当時の植生に近い形を維持する」ということで良いのではないかと。

堂本委員

- ・ 「指定当時の植生を踏まえ」ということでも良い。

磯田委員

- ・ 植生は、昭和5年の調査結果と比べて、現在も大きなものは維持されている。植生が変わらないように遷移を停滞させている。
- ・ VII-1-2.1)「本質的価値」は「価値」とする。

佐々木委員

- ・ VI章で「本質的価値」を「価値」としたので、それに合わせる。

堂本委員

- ・ VII-1-2.3)「治水・利水の要にある自生地」という記述は、自生地が治水・利水の施設と受け取られる可能性があるため、「治水・利水の要に位置する」等の表現にした方が良い。

久保委員

- ・ VII-1-2.3)について、市民との協働だけでなく、堤外地に位置するということも踏まえ、河川関係の機関との協働も入れた方が良いのではないかと。

佐々木委員

- ・ 関係機関との協働は、後の項目で出てくる内容なので、基本方針にも入れるべき。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ VII-1-2「基本方針」2)の内容に含まれると考えている。

本間調査官

- ・ VII-1-2.3)とのつながりから、関係行政機関、市内部の関係部局、市民との連絡調整の場の整備について、VII-1-2.2)に入れた方が良い。

佐々木委員

- ・ VII-1-2.2)「連絡調整の場の整備」の前に「関係機関との」連絡調整というように言葉を入れるべき。

須田主事

- ・ VII-1-2.3)について、「文化財的価値」は「価値」として良いのではないかと。文化財的価値は、自生地の価値の中心にあると思うが、文化財的価値を含めて総合的価値の普及啓発という意味合いで良いのではないかと。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 前段からの流れで、「文化財的価値」を「価値」とする。

関委員

- ・ VII-1-2.2)「新たな緩衝帯」は、桜草公園を指しているのか。「桜草公園は自生地保全のための存在であることを再定義する」とあるが、桜草公園は、公園である以上、人が入ってはいけない性質のものではない。自生地保全のための存在であるとするのは、誤解を受ける可能性がある。保全のための機能も有しているという定義にした方が良いのではないかと。

3 VII-2「保存管理の方法」について

藤野委員

- ・ VII-2-2.4)「モニタリング調査」の頻度について、群落分布調査は毎年行うのが理想だが、少なくとも数年に1回は行った方が良い。1985年調査の次が2012年ということでは、この間にあった大きな変動を把握できない。地下水位変動については、自動で連続的にデータを取ることができる。

佐々木委員

- ・ 具体的実施可能なモニタリング調査を挙げるべきだが、土壌環境調査は定期的に行うのか。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 土壌構造については、地質的な問題であり変動がないので、VII-2-2.4)に記載されている意味での土壌環境調査は行わない。また、地下水の変動は、土壌環境ではなく水環境の調査に含める。

藤野委員

- ・ 地下水位の定点観測は、現在行っているのか。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 荒川上流河川事務所で観測井戸を設置し調査していたが、その役割を終え、その後の取扱いについては市と調整している。

藤野委員

- ・ VII-2-2.5)「現状では科学的な資料が少なく、判断に窮することが多い」とあるが、この点を克服しないと今後の保存管理方法を判断できない。具体的な考えはあるか。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 調査頻度をより密に、群落分布、水環境の調査も実施していきたいと考えている。

磯田委員

- ・ 降水量、気温、空中湿度、土壌水分を継続的に調査することにより、サクラソウとの関係を把握できる。

関委員

- ・ VII-2-3.1). (3)「乾燥化を助長する自生地隣接のコンクリート構造物や、非透水性アスファルト舗装を除去する。駐車場、車道の廃止、再配置が必要」とあるが、車道の有無で、地下水が左右されることはない。また、透水性舗装に変えても、面積の比率から考えて影響はないと考えられる。地下水を遮断するコンクリート構造物があれば対応するが、地下水位の4mまで達する構造物で、少なくとも連続した形のものはない。VII-2-3.1). (3)の記述は、内容が行き過ぎているのではないか。公園は、誰でも入ることのできる施設である。緩衝帯としてサクラソウのためだけに存在する土地とするならば、公園でなくしてしまった方が良いということになる。サクラソウを保全する機能も有している施設という記述を入れるべき。

本間調査官

- ・ 乾燥化については、基本的にVII-2-3.1). (4)「排水設備」で対応するという方向で良いのではないか。通過する水をできるだけ抑えて、ビオトープ化して、自生地の周辺環境を良くする。そのような意味で、VII-2-3.1). (3)の内容は、先走っているのではないか。VII-2-3.1). (4)

で「ビオトープへの転換」が述べられているが、VII-2-3.2). (1)「観察、案内施設の整備」は、現状の利用形態を前提とした記述になっているので、内容の整合性を取った方が良い。ビオトープ化するという、今後の方向性、考え方を前提にして、VII-2-3.2). (1)の内容を変えた方が良いのではないか。

佐々木委員

- ・ VII-2-3.1). (3)「コンクリート構造物」については、地下水への直接の影響ということよりも、自生地に隣接して駐車場、車道があることで、土地利用の形態が変わるという点で問題があり、通常の利用方法や大型ごみの持込み、地下水よりも地表水、地温上昇の問題が挙げられる。VII-2-3.1). (3)「構造物への対応」の記述は、自生地周辺の土地利用の方法を変えたいという意味であり、地下水への対応ということだけではない。

本間調査官

- ・ VII-2-2.3)「保護増殖実験調査と補完地」について、「今後、桜草公園内にも補完地を設定」とあるが、VII-2-3「周辺の環境と一体的な保存管理」の内容に含めた方が良いのではないか。指定地内での管理と、周辺との一体的な管理をきちんと分けた方が良い。

4 VII-4「保存管理の体制」について

佐々木委員

- ・ 第VII-3 図「保全管理体制と連絡調整機構」について、日常の保全管理を文化財保護課と桜草公園所管が中心になって協働で行う。そこに市民・愛護団体が連携協力する形で加わる。

磯田委員

- ・ 保存管理の基本方針として、VII-1-2.3)の普及啓発があるので、第VII-3 図に反映させ、「保全管理及び普及啓発」という文言を入れた方が良い。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 第VII-3 図は、現在の危機を脱していくための、中核的な方策としての保全管理の今後のあり方を分かりやすく示すことを意図して図にしたものであり、今後、保存管理計画を実施していく全体の枠組みを示したものではない。

本間調査官

- ・ 保全管理の一環として普及啓発も含めて考えた方が良いのではないか。日常的な管理と普及啓発はペアになっているものであり、普及啓発の面で協働することによって、保全管理が上手く進むことにもつながってくるのではないか。

佐々木委員

- ・ 保存管理計画策定委員会として提示するので、保存管理についての図で良いのではないか。

本間調査官

- ・ 保存管理計画の基本方針で謳っているので、普及啓発を含めて検討した方が良いのではないか。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 普及啓発については、博物館・学校教育も論点として出てくる。普及啓発を含めると、第VII-3 図で意図しているものが複雑になるので、管理に限定した形にしている。

磯田委員

- ・ 第VII-3 図に普及啓発を入れることによって、全体を通して述べてきたことが完結する。
- ・ 第VII-3 図の「保全管理」に普及啓発が含まれると理解するのではなく、「保全管理及び普及啓発」とした方が市民の方は分かりやすい。

佐々木委員

- ・ 今後、連絡会で何を議論するか具体的なことは明記されていない。そのような問題があれば、連絡会で検討すれば良いのではないか。

事務局（小倉文化財保護課長）

- ・ VII-4「文化財保護法上の責務」とは、文化財の保全管理だけでなく、普及啓発活用という面も含まれるので、その点を踏まえて検討する。

佐々木委員

- ・ 第VII-3 図「保全管理」には、普及啓発活用も含まれるという理解で、あえて明記しなくても良いのではないか。

本間調査官

- ・ VII-4. 2)に文化庁は入れなくて良い。第VII-3 図について、文化庁は連携・協力ではなく、指導・助言の位置付けになるのではないか。

磯田委員

- ・ VII-2-2「自生地内での保全活動の継続」に、サクラソウそのものをどうするかが入っていない。現状のままでは、クローンがなくなってしまう。指定地のサクラソウ群落の維持増殖について具体的に述べた方が良い。5)「調査・研究の推進」に含めるか、2)の後に項目を作る。内容としては、異型花開花での人為交雑や第二次指定地群落の増殖、第一次指定地群落の拡大を記述する。

佐々木委員

- ・ 第一次指定地は、以前、保護増殖検討委員会の時に、基本的に人為を大きく加えない方向になった。人工的な改変を行うか判断するためには、科学的根拠が必要。

磯田委員

- ・ サクラソウそのものに問題があることを項目として挙げ、具体的なことは連絡会で検討すれば良い。

小茂田委員

- ・ クローンや遺伝的多様性は、調査しないと把握できない。DNA 鑑定等を行うことにより、どのようにしたら良いかが分かってくるので、科学的な根拠のない現時点では、方策を入れない方が良いのではないか。

須田主事

- ・ VII-2「保存管理の方法」の最初に、「今後、学術的な調査研究を進めながら、サクラソウそのもの問題も含めて効果的な方策を検討し、適切な措置を取る」という内容の記述を入れてはどうか。

本間調査官

- ・ VII-2「保存管理の方法」の最初に全体的なまとめとして入れるか、VII-2-2. 5)「調査・研究

の推進」に入れるか。「調査を進めて今後の対応方針を検討する」ということは記述した方が良い。

佐々木委員

- ・ 保存管理の方法論について、科学的根拠のない現時点で方向性を判断することはできない。

磯田委員

- ・ 「現状ではサクラソウ群落が減っているので、その対応を考える」という内容を入れておくことで良い。
- ・ 第Ⅶ-1 表について、地区区分は指定地、観察路、緩衝帯、補完地と表現し、内容についても分かりやすく整理した方が良いのではないか。表の地区区分欄については削除し、Ⅲ地区の範囲・取扱については、Ⅰ地区「指定地」の取扱の内容としてまとめる。Ⅳ地区の範囲・取扱については、Ⅱ地区「観察路」の取扱の内容に含める。

佐々木委員、事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 第Ⅶ-1 表の地区区分は、地域の一般的な呼称として新たに使うわけではなく事務的なものである。表の内容については、ご意見を踏まえて再考する。

これをもって、会議を終了した。